

寄り添い つながる 広報誌

# 福祉 わかやま

8<sup>2023</sup>月号  
vol.431

この広報誌の発行に一部共同  
募金配当金を利用しています。



## 今月の表紙

紀の川市社会福祉協議会  
「権利擁護センター架け橋」  
職員の皆さん  
(P3~4に関連記事)

## 社協における 権利擁護支援

特集  
P2-4



県社協の情報など  
SNSで発信中



Facebook



Instagram

# 社協における

# 権利擁護

# 支援

判断能力が十分でない方の財産や権利を守る「成年後見制度」が平成12年から始まり、国も制度の利用促進を進めています。

今回は、県内社会福祉協議会における制度の利用促進を含む、権利擁護支援の取組をご紹介します。

## 成年後見制度とは

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方を、家庭裁判所が選んだ後見人等が、本人に代わって福祉サービスの利用契約などを行ったり、財産を管理したりするなど、本人を法的に支援する制度です。

判断能力が低下した際に、家庭裁判所により後見人等を選任する「法定後見制度」と、判断能力があるうちに、本人と公正証書を交わし、任意後見人をおらかじめ選任しておく「任意後見制度」があります。

# 成年後見制度の利用促進について

## 第二期成年後見制度 利用促進基本計画の概要

令和4年3月、制度の利用促進のため、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年度～令和8年度)が閣議決定されました。

第二期基本計画では、次のことが掲げられています。

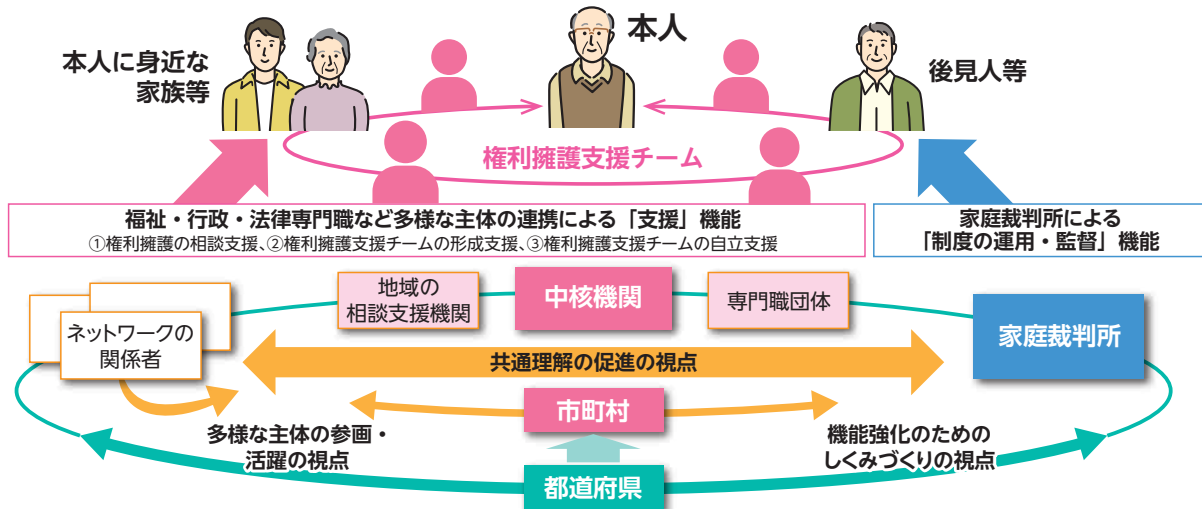
- ① 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護の総合的な充実
- ② 成年後見制度の運用の改善
- ③ 後見人への適切な報酬付与
- ④ 地域連携ネットワークづくりの推進(※1)

また、都道府県の機能強化についても掲げられており、県としての取組方針の策定や、市町村へのサポートが求められています。

令和6年度までに、全市町村において制度や相談窓口の周知や中核機能を整備することについて、厚生労働省が定めた第二期基本計画の工程表に記載されています。

### (※1) 地域連携ネットワークとは

各地域において、権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ



## 中核機関について

各自治体で相談対応や後見人候補者の調整等を行い、地域において成年後見制度の利用を促進するためのコーディネーター役を担う機関です。市区町村直営または社会福祉協議会やNPOなどに運営を委託しており、令和4年4月1日時点で、全国で935市町村(53.7%)が整備済となっています。

## 中核機関の整備状況



## 本県の取組状況

本県における中核機関の整備状況は、令和5年6月1日現在、9市町となっています。住民が安心して暮らすことができるよう、各地域における相談窓口の体制整備や広報により、本人への適切な支援を早急に行うため中核機関の整備が必要です。

# 権利擁護センター

# 「架け橋」の取組



成年後見利用促進において、社協として中核機関を受託している紀の川市の取組をご紹介します。

「権利擁護センター架け橋」(以下、「センター」という。)担当職員にお話を伺いました。

## 中核機関を受託するまで

平成28年頃、紀の川市担当課あて、社協として権利擁護の取組を強化したい、ということを相談していたところ、成年後見制度利用促進法が制定されました。これを契機に、中核機関の設置にむけて、市と共に検討を進め、令和4年4月、市が中核機関を設置し、社協が受託することになりました。



## 相談で心掛けていること

悩んでいることや困っていることなどを話したいと思っていただけのような対応と、話しやすい雰囲気づくりを心掛けています。

また、福祉サービス利用援助事業(※2)や成年後見制度等について、どんな説明をすれば分かりやすいか、相手の立場になって伝えることを意識しています。

### (※2)福祉サービス利用援助事業とは

判断能力が不十分な方を対象として、福祉サービスの利用が適正にできるよう支援し、これに伴う日常的な金銭管理も併せて行う事業。利用者との契約により、支援を行う。(契約能力がない方は対象外)実施主体は都道府県社協。県内では、30市町村社協に委託実施している。

## 司法、関係機関との連携

中核機関設置後、判断能力が不十分な方の金銭管理等の権利擁護支援に関する相談は約2倍に増えました。

その中で、特に支援の検討が必要なケースについては、支援調整委員会に諮り、どのような支援が望ましいか、成年後見人などのような方が適任か等、本人の課題を解決するための方法等を一つずつ丁寧に検討します。そして、検討結果をもとに本人と面談を行い、本人の意思に沿って、適切な制度や支援、関係機関へお繋ぎしています。

## 社協が中核機関を受託するメリット

対象者を限定せず、ワンストップで相談に対応できる点です。また、普段からサロン活動や心配ごと相談等を行っていることから、地域との繋がりが深く、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築しやすいという点があります。

さらに、弁護士等の法律専門職との繋がりが生まれ、司法関係の相談もしやすくなります。

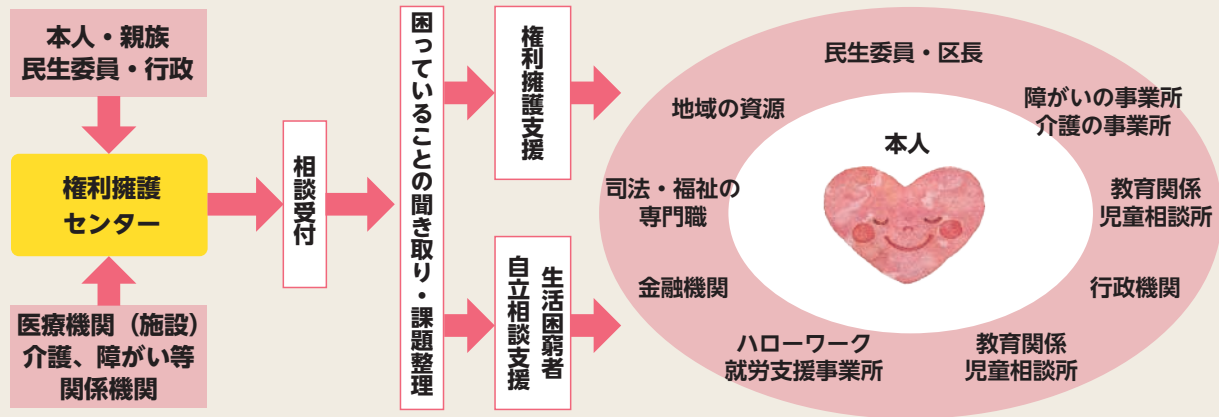
体制面においても、相談に対応できる人員が増えました。中核機関未設置の市町村社協は、相談機能を強化するチャンスと捉えて積極的に関わることを強くお勧めします。

行政と社協が一緒に取り組むこと、時には社協から行政へ提案するスタンスも重要です。

## 「架け橋」に込められた想い

センターの名称には、自分らしく安心した生活ができるようにお手伝いをし、支援が必要な方を適切な制度や関係機関に繋ぐ「架け橋」となれるように、との意味が込められています。今後も権利擁護支援が必要な方に、支援が届けられるよう、住民、関係機関等により多くの周知をしていきたいと考えています。

# 紀の川市 権利擁護センター「架け橋」の主な事業内容



## 1. 相談

- 生活、家族、お金、就労、将来への不安など様々な悩みや困りごとを抱えた方からの相談をお受けします。
- 必要に応じ、適切な制度や機関に繋がります。

## 2. 個別のケース検討(支援調整委員会)

- 支援の検討が必要なケースについて、月1回、支援調整委員会を開催します。
- 構成委員は、弁護士、司法書士、社会福祉士、障害者相談支援事業所、市関係課、社協です。

## 3. 広報

- 市民や関係機関等に対し、センターや成年後見制度等について周知・啓発を行います。
- 郵便局、金融機関、病院等の関係機関と連携し、地域ネットワークづくりを進めます。

## 4. センターの機能確認、課題共有(地域連携委員会)

- 構成委員は、弁護士等の専門職、行政、民生委員児童委員長、区長会長、障害者相談支援事業所等です。
- センターがしっかりと機能しているか、年間を通して確認します。
- 権利擁護支援に関する紀の川市の課題を共有し、解決に向けた方向性を協議します。

令和5年4月1日

### 和歌山県では、県社協内に権利擁護支援に係る総合相談窓口を設置しました！

地域の関係機関から寄せられる成年後見利用促進にかかる体制整備や解決困難な事例等に関するご相談をお受けし、助言や情報提供を行い、解決に向けた取組を支援します。(困難事例等のご相談については、地域の関係機関でご相談いただいたうえで、それでも解決が難しい場合を想定しています。) また、中核機関未設置の地域の方からのご相談もお受けいたします。お気軽にご相談ください。

#### 【お問合せ先】

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会  
 地域福祉部 地域福祉班  
 TEL:073-435-5248  
 (月～金 9:00～17:00)  
 e-mail:kenri@wakayamakenshakyu.or.jp

～2,800人を超えるボランティアのキモチとチカラが結集～

令和5年梅雨前線及び台風第2号による大雨災害

## 県内5市町で災害ボランティアセンターを設置



みなさまの  
ご支援ありがとう  
ございます

6月2日の記録的な大雨により、県内では18の市や町の住宅2,800棟余りが浸水するなど、甚大な被害が発生しました。

県社協では、最も被害の大きかった海南市社協に6月3日から職員を派遣。災害ボランティアセンターの立ち上げ支援を行うとともに、5日からは「社会福祉協議会における災害時の相互支援協定」に基づく市町村社協からの応援職員派遣体制を構築し、海南市災害ボランティアセンターの運営支援として延べ179名(@3日間×12クール)の職員派遣を行いました。

また、6月22日からは「近畿ブロック府県・指定都市社協災害時の相互支援協定」に基づき、大阪府内から2名の社協職員の応援派遣を受け、生活支援・復興期を見通したセンター運営の活動サポートをいただきました。

災害ボランティアセンターを設置した5つの市町に駆けつけてくださったボランティアの人数は2,800人を超え、浸水等の被害を受けたお宅の泥出しや畳上げ、家具の運び出し等の復旧支援に大きな力を貸してくださいました。県内外からご支援、ご心配をいただいたすべての皆さまに心から感謝申し上げますとともに、引き続きのご支援を、よろしくお願いたします。

紀の川市



紀美野町

海南市災害ボランティアセンター (6月11日)

かつらぎ町

### ■海南市災害ボランティアセンター

浸水被害状況	床上393件、床下851件
設置日	6月3日(7月末日閉所)
場 所	海南保健福祉センター
ボランティア数	1,812人

### ■紀の川市災害ボランティアセンター

浸水被害状況	床上165件、床下118件
設置日	6月3日(6月23日閉所)
場 所	桃山保健福祉センター
ボランティア数	148人

### ■紀美野町災害ボランティアセンター

浸水被害状況	床上45件、床下45件
設置日	6月5日
場 所	町総合福祉センター
ボランティア数	404人

### ■かつらぎ町災害ボランティアセンター

浸水被害状況	床上26件、床下92件
設置日	6月5日
場 所	町地域福祉センター
ボランティア数	452人以上

### ■橋本市災害ボランティアセンター

浸水被害状況	床上2件、床下8件
設置日	6月5日(6月12日閉所)
場 所	市保健福祉センター隣 ジャパンビル
ボランティア数	55人

※支援活動は継続中であり、数値は7月19日時点のものです。

詳しくは本会HPまで。

被災者の方に配分されます。

義援金配分委員会を通じて、

山県令和5年台風第2号災害

義援金配分委員会を通じて、

義援金の配分について

和歌山県が設置する「和歌

山県令和5年台風第2号災害

義援金

和歌山県共同募金会台風第2号災害

受入口座 ゆうちよ銀行

受付期間 令和5年9月29日まで

皆様のおたたくいご支援・ご協力

をお願いいたします。

を募集しています。

和歌山県共同募金会では被災された

方々を支援することを目的に義援金

を募集しています。

和歌山県共同募金会では被災された

方々を支援することを目的に義援金

を募集しています。

和歌山県共同募金会では被災された

方々を支援することを目的に義援金

を募集しています。



和歌山県令和5年台風第2号  
災害義援金の募集について！

赤い羽根 わかやま



メール info@akaihane-wakayama.or.jp  
HP https://www.akaihane-wakayama.or.jp/

お問合せ先

社会福祉法人和歌山県共同募金会  
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2  
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階  
TEL073-435-5231 FAX073-435-5232



# 自分らしく生きよう

就労支援 一般社団法人

**Gifted Creative**

一般社団法人Gifted Creative (田辺市)は、生きづらさを抱えた(精神障がい・発達障がい・引きこもり・ニート・不登校)方々の就労支援をしています。本団体は、代表を務める<sup>みねつえりょうへい</sup>峯上良平さん自身の経験をもとに設立されました。

当団体のHPは、こちらからご覧になれます。  
お問い合わせ等は、HP内のお問い合わせフォームをご利用ください。



行っています。自然の中で、作業を通じて汗をかき、サポートメンバーと交流を図る居場所を提供することで、心身の回復に努めてもらうことを目的としています。そこから、社会復帰や進学又は私たちが運営するシェアハウスでの生活を本人に判断してもらいます。現在、シェアハウスでは、私とともに8名の方が共同生活を営み、「運動」・「食事」・「睡眠」を大切にしながら、規則正しい生活のもとメンタルの回復に努めています。一人では難しくても、同じようにつらい経験を持つ仲間と共同生活を送ることで、助け合いながら、自分らしさ・自分にあった生き方をじっくり見つめてもらっています。ここから、社会復帰される方もいれば、ピアサポーターとして私たちと一緒に支えてくれる方もいます。

## 心の大切さをわかってほしい

私は、以前仕事のストレスからうつ病となり引きこもっていた時期があります。また、友人を過労による精神の病で失った経験もしました。私は、実家の農業を手伝うことで、心身とも徐々に回復し社会復帰を果たすことができましたが、友人に、その居場所を作ってあげられなかったことを悔やんでおり、それが活動の原点となっています。世の中には、私たちと同じような悩みを抱えている方が大勢います。私の経験をそういった方の支援に役立てることができるのではないかと考え、自分なりの就労支援団体を立ち上げました。

## 安心して居場所がみんなと助け合いながら

まず、生きづらさを抱える方々への支援として、私たちの農園への受入体験を

## 一人ひとりにあった支援

同じような悩みでも、一人ひとり支援の方法は異なります。私たちは、彼らがどんな仕事や働き方を望んでいるかを起点にサポートし、本人・受け入れてくれる企業・支援者が全員納得できるまで話し合いを続けるなど、極力オーダーメイドの支援にこだわっています。二人ひとりが能力を最大限発揮し、自分にあった「幸せな生き方」を見つけれよう、ずっと伴走しながら支えていきたいと思っています。

## 福祉サービス 経営相談のご案内

対面でもオンラインでも相談できます！

県内の福祉施設・事業所に向けて、適正かつ安定した経営や福祉サービスの質を向上させるためのご相談等に、専門のアドバイザー（社会保険労務士）が応じます。

相談をご希望の場合は、県福祉人材センター（下記）までご連絡ください。

相談例

- 就業規則に関すること
- 職員待遇や社会保険等に関すること
- 安全・衛生管理に関すること 等

※相談は、対面又は電話・オンラインで承ります。  
 ※対面の場合は、県福祉人材センター事務所で行います。  
 ※相談は無料ですが、電話やオンラインでの相談にかかる通話料・通信料はご負担ください。

■お問合せ先  
**県福祉人材センター**  
 「ハートワーク」  
 (県社協内)  
 TEL073-435-5225



## 今月の情報発信コーナー

### 公益財団法人 大阪ガスグループ福祉財団

#### 「令和5年度 高齢者福祉助成」

「高齢者福祉助成」は、活力あふれる長寿社会を実現するため、高齢者を対象にした福祉活動や高齢者の社会参加を支援する活動等、「高齢社会における地域福祉づくり活動」に対して助成するものです。

#### 応募申込ご案内

**提出先** お住まいの市町村社会福祉協議会又は和歌山県社会福祉協議会  
**募集期間** 令和5年7月1日(土)～8月31日(木)  
**助成対象の活動期間** 原則として令和6年4月～令和7年2月末まで

※ 応募する場合は、お住まいの市町村社会福祉協議会又は県社会福祉協議会の推薦が必要です。

※ 1件(団体)当り助成(限度額)15万円

- 申し込み様式は、財団のホームページからダウンロードできます。  
 HP: <https://www.osakagas.co.jp/company/efforts/fukushi/index.html>
- 応募団体に対しては、財団職員による現地への訪問調査が行われます。

■助成希望内容等のお問い合わせ 公共財団法人大阪ガスグループ福祉財団  
 TEL06-6205-4686 FAX06-6203-1028 Email [og-hukushi@osakagas.co.jp](mailto:og-hukushi@osakagas.co.jp)

令和5年度  
**社会福祉施設  
 総合損害補償**

# しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、  
 障害者支援施設、  
 児童福祉施設などに

**スケールメリットを活かした割安な保険料で  
 充実補償をご提供します！**

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

### プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5～7万円 通院時 1～3.5万円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

### プラン1 オプション5 施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

### プラン2 施設利用者の補償

### プラン3 職員等の補償

### プラン4 法人役員等の補償



団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事  
 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 TEL: 03(3349)5137  
 受付時間: 平日の9:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL: 03(3581)4667  
 受付時間: 平日の9:30～17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

## \\ 苦情解決のツボ //

### 出前講座・巡回訪問のご案内

県福祉サービス運営適正化委員会では、各事業所で苦情解決の仕組みが整備されるよう、出前講座や巡回訪問を実施しています。

#### 出前講座

県内の福祉サービス事業所が実施する研修(職員研修・第三者委員研修等)に委員会事務局から職員が出向き、苦情解決に関するテーマについての説明や意見交換を行います。

テーマは次の中からお選びいただけます。

#### ① 苦情解決体制の整備とその活用

苦情解決の仕組みや第三者委員の役割、苦情事例等を皆さんに知ってもらい、苦情対応の必要性を一緒に考えます。

#### ② 苦情解決の仕組みと心がまえ

職員の皆さんに苦情解決の仕組みや苦情への対応を知ってもらうことにより、福祉サービス向上を目指します。

#### ③ 苦情解決体制と第三者委員

事業所の苦情解決体制における第三者委員の意義や役割について、皆さんの意見を聞きながら、一緒に考えます。

#### 巡回訪問

県内の福祉サービス事業所を訪問し、経営者の方や苦情解決責任者等と意見交換などを行い、苦情解決体制の整備や苦情への適切な対応方法について、一緒に考えます。

#### 【申込方法】

まず、ご希望の日時をお聞かせください。  
申込は、原則として1か月前までをお願いします。

#### 【お問合せ先】

県福祉サービス運営適正化委員会  
TEL073-435-5215 FAX073-435-5584  
e-mail:kujou@wakayamakenshakyō.or.jp



\\ みんなのお友達に会いに行こう! //



ユー フレンド  
COE FRIEND



特定非営利活動法人ころんのcoeでは、「好きなことを仕事に」という誰もが描く夢の実現を目指して、放課後等デイサービスに加え、18歳以降も創作活動を続けられる生活介護事業を行っています。

その活動の中で、デザイン部の木村由季さんがデザインしたぬいぐるみ「COE FRIEND」が誕生。同法人が運営する手作りの店「ヒコゴロン」にて、販売されています。

全てのキャラクターに性格やストーリーがあり、同部の宮脇悠依さん自身をキャラクターにした“じいじのおにぎり好き”という性格は職員との対話から生まれました。新作も続々製作中です。

#### ヒコゴロン

#### 販売

住所 上富田町生馬523番地の3  
TEL 0739-33-2266  
OPEN 10:00~16:00



#### 製作

ユー  
coe  
住所 田辺市たきない町10-34  
TEL 0739-33-2278

ご寄贈ありがとうございます。

株セブン-イレブン・ジャパン様

(株)セブン-イレブン・ジャパンと県、県

社協による「社会福祉貢献活動寄贈品に関

する協定」に基づく寄贈商品が、7月18日、

太地町に届きました。

寄贈された商品は、生活に困難を抱え

た個人・世帯等の支援や地域福祉の推進に

役立てるため、紀南ブロックの6社協を

通じて配分及び活用させていただきます。

ありがとうございました。

